

長久手少年野球クラブ規約

第1章 総則

- 第1条 本クラブは、長久手少年野球クラブ（以下「クラブ」という。）と称する。
- 第2条 クラブは、事務局を会長宅に置く。
- 第3条 クラブは、長久手市スポーツ協会に加盟する長久手市スポーツ少年団野球部として活動する。
- 第4条 クラブは、6年生をAチーム、5年生をBチーム、4年生をCチーム、3年生以下をDチームとする。

第2章 目的及び活動

- 第5条 クラブは、こども達が野球を通じて次のステップに進むための基本技術習得や土台作りのサポートをします。
また、スポーツ少年団として市や地域の様々な活動に参加することにより野球だけでは得られない、社会性を育む活動を大切にします。
- 第6条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の各号の活動を行う。
- (1) 長久手少年野球クラブ技術指導書に基づき野球の基本練習を行う。
 - (2) 近隣市町との親善試合や各種大会及び長久手市ならびに長久手市スポーツ協会の主催する事業に参加する。
 - (3) その他目的の達成のために必要な活動を行う。

第3章 部員及び入退部並びに会費

- 第7条 部員は正部員とし、原則として市内に在住する小学生とする。
ただし、やむを得ない事由による場合は、この限りでない。
- 第8条 正部員になろうとするものは、別に定める入部申込書を提出するものとする。
- 第9条 正部員の会費は年額16,000円とし、前納するものとする。
ただし、納入方法及び年度途中入部の会費並びにスポーツ傷害保険の費用等は別に定める。
納入した会費及び臨時会費は、いかなる事由の場合でも返還しない。

第10条 退部は次の各号による。

- (1) クラブを卒団したとき
- (2) 退団を申し出たとき
- (3) その他、やむを得ない事由があると認めるとき

第4章 補償

第11条 正部員は入部時にこのクラブを通じて、スポーツ傷害保険に加入するものとする。練習場所における負傷等、万一の事故については監督以下指導者が適切な判断に基づいて手当をとするものとし、健康保険及びスポーツ傷害保険等で充てるが未加入者の事故についてはこのクラブは責任を持たない。

第5章 役員及び指導者

第12条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 事務局 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 各チームに次の指導者等を置く。

- (1) 監督 各チーム 1名
- (2) コーチ 各チーム 2名
- (3) 会計等世話役 各チーム 3名以内

3 前項に掲げるほか、各チームにスコアラー及びマネージャーを置く。

4 役員は、指導者等を兼ねることができる。

第13条 代表は、クラブを代表し、組織全体を総括する。

- (1) 代表の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 代表の年齢は、就任時（再任時含む。）において満70歳以下とする。

2 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局は、クラブの運営に必要な庶務を行うとともに、各チームの指導者等について助言するものとする。

4 会計は、クラブの経理を司る。

- (1) 会計の任期は1年とする。

5 監事は、クラブの会計監査を行う。

6 監督は、チームを統轄し、クラブ技術指導書に基づき統一した技術指導を行ない、練習場所、方法、日程等についてコーチと連絡を密にして、円滑なチーム運営を心掛ける

とともに正部員の出欠及び練習日誌等記録し、効果的指導に努めなければならない。

7 コーチは、常に監督と連絡を密にして、監督を補佐する。

8 会計等世話役は、チームの会計、スポーツ傷害保険、被服を担当する。

第6章 運営

第14条 クラブの経費は、次の各号に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費及び臨時会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第15条 クラブの会議は、役員会議及びスタッフ会議とする。

- (1) 役員会議は、代表、副代表、事務局及び会計で構成し、代表が招集し議長となる。
- (2) 役員会議は、クラブの方針、予算、事業計画及びその他の重要事項を審議する。
- (3) スタッフ会議は、役員会議のメンバー及び監督並びにコーチで構成し、代表が招集し議長となる。
- (4) スタッフ会議は、各チームの情報交換を主目的とするとともに、クラブの目的を達成するための各種事業等について審議する。

第7章 その他

第16条 本規約の施行に必要な細則は、役員会議において別にこれを定める。

附則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成24年1月4日一部改正

平成26年2月8日一部改正

平成27年3月1日一部改正

令和 8年3月1日一部改正